

平成 31 年度学生定期健康診断等業務委託契約書(案)

茨城県立医療大学(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲に属する学生に対し実施する学生定期健康診断業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事業)

第 1 条 甲は、次の事業(以下「委託事業」という。)の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1)委託事業名 平成 31 年度学生定期健康診断等業務

(2)委託事業の内容

仕様書別表 1 に定める検査項目についての検査の実施及びその結果のとりまとめに関する業務

(3)委託期間 平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日(月)から平成 31 年(2019 年) 5 月 31 日(金)まで

(検査の日時および場所)

第 2 条 検査の日時および場所については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)実施日 平成 31 年(2019 年) 4 月 2 日(火)及び平成 31 年(2019 年) 4 月 6 日(土)

(2)実施場所 茨城県立医療大学

(契約保証金)

第 3 条 契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(委託料の単価)

第 4 条 検査業務を実施するための費用(以下「委託料」という。)は、検査受診者 1 人当たりそれぞれ次の各号に掲げる額とする。(消費税及び地方消費税は含んでいない。)

| | |
|------------------|---|
| (1)身体測定 | 円 |
| (2)視力測定 | 円 |
| (3)胸部 X 線検査 | 円 |
| (4)血圧測定 | 円 |
| (5)診察 | 円 |
| (6)尿検査 | 円 |
| (7)心電図検査 | 円 |
| (8)肝機能等検査 | 円 |
| (9)貧血検査 | 円 |
| (10)HB s 抗原・抗体検査 | 円 |

| | |
|-----------------|---|
| (11) H C V 抗体検査 | 円 |
| (12) 血液検査 | 円 |
| (13) 目・皮膚の検診 | 円 |

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第5条 乙は、検査業務を行う上で知りえた業務上の秘密を他人に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

2 乙は、甲が提供する一切のデータ、プログラム、資料提供等を検査業務以外の用に供するほか、複写及び複製をしてはならない。

(検査結果の報告)

第6条 乙は、検査結果の判定が済み次第、速やかに、下記の当該検査結果等を各1部甲に報告するものとする。

- (1) 健康診断結果連名簿
- (2) 健康診断結果個人票(個人ごとに封入したもの)
- (3) 健康診断集計表
- (4) 特殊健康診断連名簿
- (5) 実施主体独自個人票
- (6) 胸部X線画像(電子記録媒体)
- (7) 心電図所見票
- (8) 胸部検診受診者名簿
- (9) 健康診断データファイル(本学の健康管理システムに取り込み可能なもの並びに csv 又は xls ファイル・ウイルスチェック実施)

(委託料の確定)

第7条 甲は、前条の規定により、乙から検査結果の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る検査結果の内容を審査し、適当であると認めるときは委託料の額を確定し、乙に報告するものとする。

2 委託料は、それぞれの単価の測定対象者を乗じたものを足しあげ、消費税相当額を加算した額を支払うものとし、金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の規定により、甲から委託料の額の確定の通知を受けたときは、通知を受けた月の翌月末日までに、委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前条の規定により委託料の額の請求を受けたときは、請求書を受領した日から30日以内に、乙の請求に係る委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、自己の責めに帰する事由により、検査業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をした時に提供されたものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告について)

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第12条 この契約に関して疑義を生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年(2019年) 4月 日

茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番地 2

甲 茨城県立医療大学
学 長 永 田 博 司

乙